

太陽光発電促進付加金の概要

1. 太陽光発電促進付加金とは

現在の「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」以前に国が導入していた「太陽光発電の余剰電力買取制度^(注1)」に基づくもので、この制度は、太陽光発電の余剰電力を電力会社に対して「固定価格」での買取を義務付ける一方、買取に要した費用については、「電気を使用される全てのお客さま」から電気料金の一部としてご負担いただくものです。

このお客さまにご負担いただく金額を「太陽光発電促進付加金」といいます。

(注1) 平成21年8月に施行された「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」(いわゆる「エネルギー供給構造高度化法」)等に基づき国が導入した制度であり、同年11月より「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」に切り替えられた平成24年6月まで当該制度に基づき太陽光発電(余剰電力)の買取を行っておりました。

2. 対象お客さま

規制部門^(注2)ならびに自由化部門^(注3)の「電気を使用される全てのお客さま」にご負担いただきます。

(注2) 住宅、商店、事務所、小規模工場等で、低圧で受電されているお客さま

(注3) 事務所ビル、商業施設、工場等で、高圧または特別高圧で受電されているお客さま

3. 太陽光発電促進付加金のご負担について

太陽光発電の買取に要した費用を、「太陽光発電促進付加金」として、電気のご使用量に応じてご負担いただきます^(注4)。

(従量制供給の場合)

毎月の電気料金 = 基本料金 + 電力量料金 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金
(燃料費調整額を含む) + 太陽光発電促進付加金

ご使用量 × 太陽光発電促進付加金単価 (年度毎に設定)

※基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金、太陽光発電促進付加金にはそれぞれ消費税等相当額を含みます。

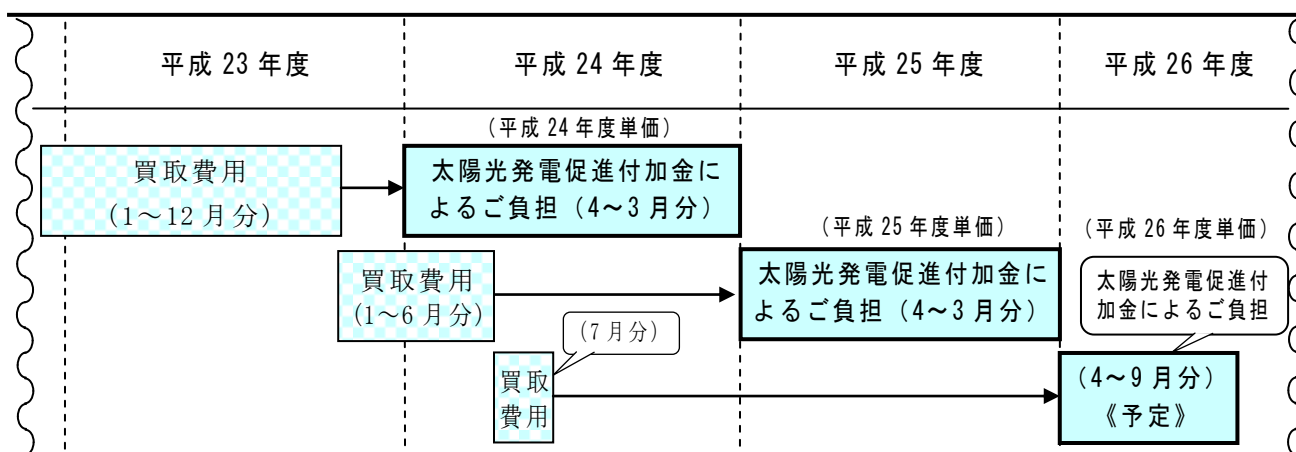
(注4) 定額制供給のご契約につきましても、従量制供給に準じてご負担いただきます。

4. 太陽光発電促進付加金単価について

太陽光発電促進付加金単価は、実績の買取費用を翌年度にご負担いただくものとして、毎年、経済産業省告示に基づき算定のうえ、経済産業大臣の認可を受け決定となります。

なお、「太陽光発電の余剰電力買取制度」による買取は平成24年6月(平成24年7月分)までで終了しており、平成25年度は、経済産業省告示に基づき、平成

24年1～6月分の買取費用をご負担いただきます。平成24年7月分の買取費用は過去の過不足分とともに平成26年度単価でご負担いただきます。



5. 平成25年度の太陽光発電促進付加金単価（申請）

平成25年度の太陽光発電促進付加金単価（申請）は、経済産業省告示に基づき平成25年4月分に適用する単価は平成24年度単価を据え置きとし、平成25年5月分から平成26年3月分に適用する単価は以下のとおり算定いたしました。

なお、単価の端数切捨て分に相当する費用につきましては、翌年度に繰越しし、平成26年度の太陽光発電促進付加金単価に反映することとなります。

平成25年度の 太陽光発電促進付加金 単価（申請） (消費税等相当額を含む)	平成25年4月分	4 銭 / kWh (平成24年度単価据置き)
	平成25年5月分 ～平成26年3月分	4 銭 / kWh

《平成25年5月分から平成26年3月分に適用する太陽光発電促進付加金単価の算定方法》

平成24年1月～6月分の買取実績に基づく転嫁対象費用^(注5) ± 過年度分調整額^(注6) - 平成25年4月の太陽光発電促進付加金の想定額

平成25年5月～平成26年3月の総需要電力量の計画値

= 4 銭 / kWh (銭 / kWh 未満の端数切捨て)

消費税等相当額を加味

太陽光発電促進付加金単価 [4 銭 / kWh]
(消費税等相当額を含む)

(注5) 太陽光発電の実績買取費用から「太陽光発電の買取によって支出を免れる燃料費等の回避可能費用」等を控除し、事業税等相当額を加味したもの

(注6) 単価の端数切捨てや総需要電力量の計画と実績の差による過年度回収過不足額

以 上